

各種届出用紙について

共済会の各種届出用紙は、当会ホームページにExcel形式を掲載しておりますので、ご希望の届出様式をダウンロードして作成をお願いいたします。

なお、これまでの赤枠のOCR専用用紙はご利用いただけませんので、ご注意ください。

「一般給付金請求書」と「人間ドック利用助成金申請書」は、従来通り、お電話またはメールで共済会にご請求ください。

020脱退届兼給付請求書について

令和3年1月1日より、届出用紙内の「金融機関の口座確認印」の取得（金融機関窓口にて）を廃止しています。

口座確認印が不要になったために、振込先金融機関欄の「銀行番号」・「支店番号」及び「口座番号」も未記入のままご提出されることが多くなりました。「銀行番号」・「支店番号」及び「口座番号」は今までどおり、ご記入が必要ですのでご注意ください。（図の黄色い部分のご記入が必要です）

一般給付金等請求期限について

一般給付金（結婚祝金・出産祝金・入学祝金・傷病見舞金・災害見舞金・死亡弔慰金）および人間ドック等助成金の請求権は事由が生じた日から1年間です。ただし、傷病見舞金については復職（又は退職）の日から1年間です。1年を過ぎると無効となりますのでお気をつけください。

ついては、今年度（令和4年4月）入学された方の入学祝金請求期限は**令和5年3月31日（受理）まで**ですので、請求もれがないかご確認の上、請求されていない場合は早急にご請求くださるようお願いいたします。

また、来年度（令和5年度）入学される予定の方の入学祝金は、4月以降にご請求ください。早くにご請求されても給付が早くなることはありません。

請求用紙の在庫が無いようでしたら、共済会まで連絡し取り寄せてください。

※なお、一般給付金の添付書類はすべて、写し（コピー）で結構です。